

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

2025年に改定された東京都の最低賃金は、時給1226円（引上げ額63円、引上げ率5.4%）である（2025年10月3日発効）。

一方、東京都区部の消費者物価指数（総合指数）は、2020年を100として、2026年4月（中旬速報値）は112.4となっており、前年同月比で1.5%上昇している。ただし、同月の速報値をみると、中東の武力紛争の影響による原油価格の高騰を受けて同年3月に導入されたガソリン補助金などが物価の上昇を緩やかにした側面がある。全体としては収まることのないインフレ基調が続いている。今後は、世界的に石油製品などの価格上昇・供給不足の懸念が生じており、物価はさらに上がる可能性もある。

このように、最低賃金の引上げの効果は、物価の上昇によって打ち消されている部分がある。このため、労働者にとっては家計の収入増加を実感しにくくなっている。

また、労働組合の全国組織が学者と協力して行った調査によれば、物価高の影響も相まって、若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、東京都北区で月額28万5034円、月労働時間150時間として時給に換算すると1900円と試算されたとの報告もある。

2025年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）には、最低賃金について「2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」という目標が掲げられている。しかし、上記の試算によれば、もはや1500円でも必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない状況になっている。しかも、最低賃金額の

引上げは、労働者全体の賃上げにも繋がり、経済の好循環にも資する。このような状況を踏まえるならば、更なる大幅な最低賃金額の引上げは必要不可欠である。

もっとも、最低賃金額の大幅な引上げは、中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいことから、抜本的な中小企業支援策の実施が必要である。価格転嫁を促すため、独占禁止法や中小受託取引適正化法を積極的に運用するとともに、監視等の体制を強化し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにすべきである。また、社会保険料の事業主負担分の減免など中小企業支援策の大幅な強化拡充も不可欠である。

なお、最低賃金の発効は例年10月初旬とされていたが、2025年は全国的には最低賃金額の引上げを先延ばしにした府県が続出した。東京都の最低賃金においては、このような動きに追随すべきではなく、2025年と同様、本年10月上旬に改定額を発効すべきである。

当会は、中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び東京労働局長に対し最低賃金額を大幅に引き上げ、速やかに発効すべきことを、国及び東京都に対し大幅な引上げを進めるため中小企業支援策を一層充実強化させることを、公正取引委員会及び中小企業庁に対しては労務費の価格転嫁を可能とする公正な取引を確保する体制の強化等を、それぞれ求める。

2026(令和8)年5月25日
東京弁護士会 会長 石原 修

在留審査手数料の値上げ等に関する出入国管理及び難民認定法改定に反対すると共に慎重な審議を求める会長声明

本年3月10日、在留資格の変更許可等に係る手数料の上限額の引き上げ等の内容を含む出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改定案（以下「本法案」という。）が閣議決定された。本年4月28日には衆院本会議で与党の賛成多数で可決され、現在、参議院で審議中である。

現行の入管法では、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可等の手数料の上限額が1万円と定められている（入管法第67条）。本法案は、この上限額を、在留資格の変更許可及び在留期間の更新許可については10万円、永住許可については30万円に引き上げるものである。

この点、衆議院法務委員会での説明によれば、許可される在留期間が3か月以下の場合は1万円程度、5年の場合は7万円程度、永住許可については20万円程度に値上げする方針とのことである。

政府は本改定の必要性として、公正な出入国在留管理の拡充に要する費用について、在留外国人に相応の負担を求めると説明するが、このような突然かつ急激な値上げは、現在我が国で居住する外国籍者及びその家族の実情に配慮したものとは

言い難く、日本社会に暮らす多くの外国籍者の生活をその根底から脅かすものである。

特に深刻なのは、当事者である外国籍者及びその家族の暮らしに与える影響である。とりわけ子どもや高齢者のいる家族世帯には大きな打撃である。例を挙げれば、「特定活動」（難民申請者用）で在留するケースが多い難民申請者は、数か月の更新の度に1万円以上の手数料を支出することになる。ただでさえ経済的困窮状況にあることの多い難民申請者にとっては、さらなる追い打ちであり、人道上の問題も孕んでいる。

衆議院法務委員会で可決された付帯決議では、手数料の改定が在留資格の変更許可等の申請に不当な影響を与えないよう配慮するとしている。しかしながら、付帯決議に法的拘束力はなく、また、「配慮」の中身も全く不透明なのであって、当事者の抱える不安を払拭するものとは到底言えない。

永住資格取消要件の緩和等、政府の主導する「外国人政策」は厳格化の一途を辿っている。これに対し当会は、日本に暮らす外国籍者の権利を尊重し、真の意味での共生社会の実現に向けた施策を実施するよう繰り返し意見を述べてきた（入管法等

「改正」法の未施行部分の施行停止、入管法による人権侵害の抑止を徹底した制度運用、及び、国際的な人権基準に沿った抜本的な法制度改革を求める意見書（2024年3月7日付）、永住資格取消制度の創設に反対する会長声明（2024年5月16日付）、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に抗議し、差別と偏見のない多文化共生社会の実現を求める会長声明（2025年9月17日付）。外国籍者の生活への影響を顧みない本法案は、共生社会の実現をまた一步遠ざけるものと言わざるを得ない。

なお、本法案には、短期滞在の外国人を入国前にスクリーニングする電子渡航認証制度（JESTA）の導入も盛り込まれている。しかしながら、これについても、機械的なスクリーニングの結果、特定の国の出身者であることのみをもって入国を拒否

されるという入国差別が生じるおそれや、難民申請者の入国が短期滞在の目的に沿わないとして拒否されかねないといった懸念の声が上がっており、拙速な導入には反対である。

本法案の対象となる当事者は選挙権がなく「声」を上げることのできない外国籍者である。であればこそ、当事者に生じる負担や影響を十分に検討した慎重な議論が不可欠である。

当会は、外国籍者に急激かつ過大な負担を与える本法案に対し強く反対すると共に、当事者の実状を踏まえた慎重な審議を求めるものである。

2026(令和8)年5月26日
東京弁護士会 会長 石原 修

防衛装備移転三原則の5類型制限撤廃等に反対し撤回を求める会長声明

与党（自由民主党及び日本維新の会）は、本年（2026（令和8）年）3月4日、現行〈防衛装備移転三原則〉の「運用指針」の基本原則である5類型制限を撤廃して、殺傷能力のある武器の輸出をも広く認めること等を内容とする提言を取りまとめ、これを受けて政府は、本年4月21日、防衛装備移転三原則とその運用指針を改定する閣議決定及び国家安全保障会議決定を行った。

今回の改定は、運用指針の基本となっていた、完成品としての武器の輸出は、救難、輸送、警戒、監視及び掃海のみを限る「5類型」に限られるとする制限を撤廃し、戦闘機、護衛艦、潜水艦等、直接人を殺傷し、又は武力紛争の手段として物を破壊することを目的とする「自衛隊法上の武器」の完成品を輸出することを、広く認めるものである。

その移転先については、国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける「国際約束の締結国」に限定するとされているものの、その内容は抽象的であり、必ずしも絶対的なものではない。他方で「現に戦闘が行われていると判断される国」に関する一定の限定についても、「特段の事情」があれば可能とするものであって、その基準は抽象的で不明確であり、歯止めとしての機能は弱い。

我が国では、戦後半世紀にわたり、武器輸出を原則禁止する〈武器輸出三原則〉が堅持されてきたが、この原則が、2014（平成26）年に安倍内閣によって、〈防衛装備移転三原則〉に転換されて以降、閣議決定だけで運用指針が改定されて、武器輸出先等の制限が緩和され続けてきた。当会は、平和国家の歩みに反するとして、それに反対する会長声明をそのつど発出してきた（2014（平成26）年4月15日付「防衛装備移転三原則」に反対する会長声明、2024（令和6）年4月16日付「多国間共同開発兵器の第三国輸出に反対し撤回を求める会長声明」）。

そもそも、従来の〈武器輸出三原則〉は、戦後の防衛産業の復興とともに武器輸出への動きが取りざたされるなかで「平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避する」（1976（昭和51）年2月政府答弁）という我が国の平和主義を体現する国是として掲げられたもので

ある。今回の運用指針の改定によって、殺傷能力のある武器の輸出が解禁となれば、たとえ輸出時点において相手先が紛争当事国でないと判断されたとしても、その後に当該地が紛争当事国となるならば、日本製武器が人の殺傷に使用されることを押しとどめることはできない。また、「特段の事情」があるとして、紛争当事国に日本製武器が輸出されるならば、それが紛争の相手国に敵対行為とみなされるおそれは増大する。

日本国憲法9条1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と、我が国の恒久平和主義が武力によらない国際平和の保持とともにあることを定めている。今回の改定に際して、高市早苗内閣総理大臣は、5類型の制限を撤廃しても平和国家の基本理念を堅持することに変わりはない旨述べている。しかし、この撤廃は、他国を通して戦争・紛争に加担し、武力の行使を助長することにもなりかねず、「平和国家としての我が国の立場」を変容させるものであって、日本国憲法が掲げる恒久平和主義の理念に反するものである。

今回の改定が日本国憲法の平和主義との関係で孕む問題は上記のとおりであるが、仮にその点を措くとしても、日本の国のかたちをこれほど大きく変更する国家としての意思決定が、国会を全く関与させず、閣議決定及び国家安全保障会議の決定だけでなされるということも看過できない。これは、国の重要な政策について民主的・国民的議論がなされないまま、政府だけで決定したということを意味するのであって、日本国憲法の国民主権、議会制民主主義をないがしろにするものというほかない。

当会は、防衛装備移転三原則の運用指針の基本となる5類型の制限撤廃等の政府決定に対し、日本国憲法が掲げる恒久平和主義の理念に反するものとして強く反対し、撤回を求めるものである。

2026(令和8)年6月5日
東京弁護士会 会長 石原 修